

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

◇告示 相互救済事業に係る昭和五十二年度の経営状況
保険業剤師の登録

昭和五十三年産米穀の政府に売り渡すべき時期の決定
臨時種畜検査の実施

漁船損害補償法による漁船の普通損害保険付保義務の同意

土地改良事業計画の適否の決定(四件)

土地改良事業の認可(二件)

基本測量の実施

収入証紙の小売りさばき人の指定

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

昭和三十年一月鳥取県教育委員会告示第三号の廃止

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

告示

鳥取県告示第六百三十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の第二項の規定に基づき、社団法人全国公営住宅共済会から同法同条第一項に規定する相互救済事業に係る昭和五十二年度の経営状況の通知があつたので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和52年度社団法人全国公営住宅共済経営状況

貸借対照表

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
流動資産	630,218,616	預り敷金	11,460,000
現金	302,842	準備積立金	452,421,170
振替貯金	459,144	退職給与積立金	78,193,200
銀行預金	629,054,820	減価償却積立金	54,841,000
電話公債	401,810	電話公債購入金	401,810
固定資産	172,277,642	土地購入金	49,139,200
土地	49,139,200	会館建設金	116,998,800
建物	116,998,800	什器備品購入金	6,139,642
什器備品	6,139,642	歳計剰余金	32,901,436
合計	802,496,258	合計	802,496,258

鳥取県告示第六百三十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十三年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
古 山 和 美	鳥業第三八一号	昭和五十三年七月三日

鳥取県告示第六百三十九号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三条第一項の規定に基づき、昭和五十三年産米穀の政府に売り渡すべき時期を昭和五十四年五月三十一日までと定めたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百四十号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九十九号)第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示す

る。

昭和五十三年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検 査 期 日	検 査 場 所	家畜の種類
第一次 八月十六日 午前十時から	東伯郡赤碓町松谷 鳥取県種畜場	乳用牛
第二次 八月十九日 午前十時から		

鳥取県告示第六百四十一号

漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認められたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により告示する。

昭和五十三年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

加入区の名称

米子加入区、境港加入区

鳥取県告示第六百四十二号

昭和五十三年五月二十三日付けで東郷町から申請のあつた土地改良(波関地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年七月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百四十三号

昭和五十三年四月十七日付で河原町から申請のあつた土地改良(上佐貫地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年七月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百四十四号

昭和五十三年六月一日付で日南町から申請のあつた土地改良(神戸上地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年七月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百四十五号

昭和五十三年六月一日付けで日南町から申請のあつた土地改良（豊栄地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年七月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百四十六号

日南町から申請のあつた町営土地改良（茶屋笠木（茶屋）地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年七月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百四十七号

東郷町から申請のあつた町営土地改良（久見地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年七月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百四十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（土地利用調査）

二 作業期間

昭和五十三年八月一日から同年十二月二十日まで

三 作業地域

鳥取市、米子市、境港市、国府町、岩美町、福部村、郡家町、河原町、気高町、青谷町、鹿野町、西伯町、会見町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び岸本町

鳥取県告示第六百四十九号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売りさばき場所
昭和五十三年七月二十四日	四二七	東伯郡羽合町大字久留三番一	株式会社鳥取銀行羽合支店長	住所と同じ。

鳥取県告示第六百五十号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正する。

昭和五十三年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

倉吉東支店

倉吉市堺町二丁目

を

倉吉東支店	倉吉市堺町二丁目
羽合支店	東伯郡羽合町大字久留

に改める。

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年七月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表の二の鳥取盲学校の項及び鳥取聾学校の項中「鳥取市立川町五丁目」を「岩美郡国府町大字宮下」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十三年九月一日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

昭和三十年一月鳥取県教育委員会告示第三号(鳥取県立鳥取ろう、学校及

び鳥取県立鳥取盲学校の位置の変更については、昭和五十三年八月三十一日限り廃止する。

昭和五十三年七月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

公安委員会規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年七月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

鳥取県公安委員会規則第五号

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則（昭和四十一年一月鳥取県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表遊技の料金の欄中

メダル一個につき
五十円以下

を

メダル一個につき
七十円以下

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十三年八月一日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】